			資産価額を基礎として、その他の一般法定機能に係るものにあっては接続会計規則別表第二様式第三の固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として
第十一条第四項	第一種指定設備管理部門	設備管理部門	
	第一種指定電気通信設備	電気通信設備	
第十一条第五項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）	算定対象設備等の設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）	
	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の	
	一般法定機能に係る接続料	電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に関し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に関する協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金	
第十二条第一項及び第十三条第一項	一般法定機能	算定対象電気通信役務	
	一般法定機能	算定対象電気通信役務	

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第二十一条　接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第二十一条　接続料規則第十一条、第十二条及び第十三条の規定（第十一条第三項ただし書及び同条第五項ただし書の規定を除く。）は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、同令第十一条第一項中「第四条に規定する機能に係る他人資本費用」とあるのは「適格電気通信事業者の提供する基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役